

【Q & A】令和 6 年度介護サービス事業所燃料費高騰緊急対策事業支援金

令和 6 年11月20日作成

区分	No.	質問	回答
支給対象施設について	1	支援金支給対象事業所について教えてほしい。	交付要綱都内に所在する以下の通所系介護サービス、訪問系介護サービスを提供する事業所が対象となります。 ・通所介護 ・通所リハビリテーション ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 ・居宅介護支援
	2	地域密着型サービス事業所は支給対象事業所となるか。	支給対象外となります。
	3	介護予防通所介護事業所は支給対象事業所となるか。	介護予防サービス事業所は支給対象外となります。
	4	みなし指定の事業所は支給対象事業所となるか。	みなし指定の事業所であっても、上記対象サービスの指定を受けている場合は対象となります。
	5	地方公共団体が設置した事業所は支給対象事業所となるか。	区営施設等地方公共団体が設置した事業所は、指定管理事業所を含め支給対象外となります。
他の事業との併給等について	6	すでに他自治体（区市町村）等の補助金を申請し、受領しているが、申請は可能か。	同一の経費（燃料費）が対象となっている場合、複数事業を申請することはできず、1つの事業を選択する必要があります。本支援金を申請いただく場合、他事業は返還または取り下げを行っていただく必要がありますので、ご了承ください。
	7	他自治体（区市町村）等の補助金が対象経費を定めていない定額補助金の場合、本支援金を申請することは可能か。	対象経費を定めていない補助金の場合はどちらも申請することが可能です。
	8	他事業の申請を行いたい、申請を取り下げることは可能か。	申請の取り下げは可能です。なお、既に本支援金を受領している場合は別途返還手続が必要となります。

【Q & A】令和 6 年度介護サービス事業所燃料費高騰緊急対策事業支援金

令和 6 年11月20日作成

区分	No.	質問	回答
対象経費について	9	通所介護事業所に地域密着型通所介護事業所を併設しており、共同で自動車を使用しているが、本支援金の対象となるか。	対象のサービスにおいて、送迎等に使用していれば支援金の対象となります。
	10	訪問に原付バイクを使用しているが、支援金の対象となるか。	本支援金ではガソリン価格高騰の影響を受けやすい自動四輪車（軽自動車以上）を対象としています。そのため、原付バイクやスクーター等の二輪車や三輪バイク、エンジンの総排気量の少ないミニカーにかかる燃料費は本支援金の対象外となります。
	11	職員名義の自動車を送迎に利用しているが、支援金の対象となるか。	職員名義、所有の自動車を送迎等に使用しており、燃料費を事業所で負担している場合については、本支援金の対象となります。 申請の際は車検証の写しを添付してください。なお、燃料費を事業所で負担していることについて、都からの求めがあった場合に資料を提出できるよう事業所で保管してください。
	12	事業所で自動車のリース契約を行い、送迎に利用しているが、支援金の対象となるか。	リース契約の自動車を送迎等に使用している場合についても、本支援金の対象となります。なお、燃料費は事業所で負担していることが必要です。 申請の際は車検証の写しに加え、リース契約書の写しを添付してください。
	13	送迎等を委託して実施しているが、支援金の申請は可能か。	事業所が燃料費を負担している場合、本支援金の対象となります。 申請の際は車検証の写しに加え、委託契約書の写しを添付してください。なお、燃料費を事業所で負担していることについて、都からの求めがあった場合に資料を提出できるよう事業所で保管してください。
	14	電気自動車は本事業の対象となるか。	本事業はガソリン、軽油にかかる費用が対象となるため、電気自動車については支援金の対象外となります。
	15	複数の対象事業所で1台の自動車を使用しているが、事業所ごとの申請は可能か。	同一の自動車を複数の事業所で使用している場合は、使用頻度が最も高い事業所で申請する等 1 事業所でご申請ください。
	16	5台申請予定だが、事業期間中に使用している自動車を1台廃車した。その場合、どのように申請すればいいか。	当該自動車の廃車以降の期間を除いて申請を行ってください。
	17	月途中で自動車台数に変動があった場合、当該月分は日割り処理等が必要か。	日割り分の返還等の対応は不要です。当該月についても月額分支給します。
	18	事業期間中に1台追加で購入する予定があるが、追加申請は可能か。	事業期間中に追加購入いただいた分については申請はできません。 基準日時点の台数により、申請を行ってください。
	19	上記質問の基準日の考え方について教えてほしい。	支援金の申請にあたり、台数の基準となる日のことを指し、本事業では令和6年10月1日としております。なお、10月1日以降に事業所を開設した場合については指定を受けた日を基準日とします。

【Q & A】令和 6 年度介護サービス事業所燃料費高騰緊急対策事業支援金

令和 6 年11月20日作成

区分	No.	質問	回答
申請 手 続 に つ い て	20	どのように申請すればいいのか。	ホームページ掲載の専用の事前申請フォームより申請いただきます。 申請方法の詳細については、ホームページに添付の申請用マニュアルをご確認ください。
	21	申請は事業所単位か。あるいは法人単位か。	法人単位で作業いただくことは可能ですが、事業所単位で申請してください。
	22	介護保険事業所番号を複数持っている事業所であるが、事業所番号ごとに申請の必要があるか。それともまとめて申請することは可能か。	介護保険事業所番号を複数持っている事業所は、事業所番号ごとに申請してください。
	23	印鑑証明書の発行年月日の指定はあるか。	令和 6 年 4 月 1 日以降に取得した印鑑証明書を提出してください。 ただし、印鑑や記載事項等に変更があった場合は、変更後に取得したものを提出してください。
	24	1法人で複数施設申請する場合、印鑑証明書及び口座振替依頼書は複数施設分の原本が必要か。	複数事業所分必要となります。なお、印鑑証明書は原本 1 部と事業所分の写しを提出してください。
	25	申請書類提出の際、提出が必要なものは。	申請書の提出の際、支払金口座振替依頼書（申請書と一緒に出力されます）の提出が合わせて必要となります。なお、郵送による提出の場合は印鑑証明書の提出も必要となります。 <u>※フォームに添付した車検証等の挙証資料を印刷して提出いただくことは不要です。</u>
	26	支払先の口座に法人名義ではない口座を指定することは可能か。	法人名義でない口座に支払を希望する場合は別途以下の手続きが必要となります。 ①申請フォーム上、支払いを希望する口座を入力し、そのまま申請 ②申請後、ホームページに記載されている問い合わせフォームより、法人名義ではない口座で支払いを受けたい旨連絡（その際、申請日・申請番号・事業所番号・事業所名を申告してください。） ③事務局より個別に対応し、支払いを希望する口座情報をご入力。 ④事務局より発行された書類を提出。